

府子本第219号
令和2年3月10日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和2年1月16日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

改正後	改正前
<p>府子本第474号 平成28年7月20日 第一次改正 府子本第281号 平成29年4月18日 第二次改正 府子本第769号 平成30年8月10日 第三次改正 府子本第249号 平成31年4月1日 第四次改正 府子本第448号 令和元年9月6日 第五次改正 府子本第658号 令和元年11月25日 <u>第六次改正 府子本第219号</u> <u>令和2年3月10日</u></p>	<p>府子本第474号 平成28年7月20日 第一次改正 府子本第281号 平成29年4月18日 第二次改正 府子本第769号 平成30年8月10日 第三次改正 府子本第249号 平成31年4月1日 第四次改正 府子本第448号 令和元年9月6日 第五次改正 府子本第658号 令和元年11月25日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 内閣総理大臣 (公印省略)</p> <p>子ども・子育て支援交付金の交付について</p> <p>標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれは、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。</p>	<p>各 都道府県知事 殿 内閣総理大臣 (公印省略)</p> <p>子ども・子育て支援交付金の交付について</p> <p>標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれは、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。</p>

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

第1条～第4条 (略)

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うこととはできない。

(2) ～ (9) (略)

第6条～第13条 (略)

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

第1条～第4条 (略)

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」及び「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うこととはできない。

(2) ～ (9) (略)

第6条～第13条 (略)

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	(略)	(略)	国 1/3
延長保育事業	延長保育事業	(略)	(略)	〔都道府県〕 1/3
実費徴収に係る補足を給付を行う事業	実費徴収に係る補足を給付を行う事業	(略)	(略)	〔市町村〕 1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)	(略)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定)	(略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業(一般)	(略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業(その他)	(略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	(略)	(略)	

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	(略)	(略)	国 1/3
延長保育事業	延長保育事業	(略)	(略)	〔都道府県〕 1/3
実費徴収に係る補足を給付を行う事業	実費徴収に係る補足を給付を行う事業	(略)	(略)	〔市町村〕 1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)	(略)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定)	(略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業(一般)	(略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業(その他)	(略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	(略)	(略)	

乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	(略)	(略)
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	(略)	(略)
一時預かり事業	一時預かり事業	(略)	(略)
病児保育事業(事業費)	病児保育事業(事業費)	(略)	(略)
病児保育(特定分・低所得者減免分加算)	病児保育(特定分・低所得者減免分加算)	(略)	(略)
子育て援助活動支援事業(ファミリア・サポート・セブン・スター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリア・サポート・セブン・スター事業)	(略)	(略)

乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	(略)	(略)
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	(略)	(略)
一時預かり事業	一時預かり事業	(略)	(略)
病児保育事業(事業費)	病児保育事業(事業費)	(略)	(略)
病児保育(特定分・低所得者減免分加算)	病児保育(特定分・低所得者減免分加算)	(略)	(略)
子育て援助活動支援事業(ファミリア・サポート・セブン・スター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリア・サポート・セブン・スター事業)	(略)	(略)

(新設)

国	10/10
利用者	支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、地域子育て支援センター事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て活動支援事業(フリースクール・サポーター・センター事業)(特例措置分)
利用者	支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、地域子育て支援センター事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て活動支援事業(フリースクール・サポーター・センター事業)(特例措置分)
1. 放課後児童健全育成事業	(1) 放課後児童健全育成事業(1支援の単位当たり日額) 10,200円
※	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するのための経費を補助
(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 20,000円	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助
(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助
※	※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。
(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助
※	※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。
(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助
(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助
(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円	※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助

	<p>2. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <u>新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額)</u> <u>6,400円</u></p> <p>※ <u>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助</u> <u>※ 1時間当たり利用料は800円を上限</u></p> <p>3. 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、兼育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <u>500,000円</u></p> <p>※ <u>放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、兼育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u> <u>※ 市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販売からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る。</u></p>

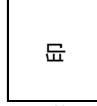
別紙様式 1 (略)

別紙様式 1 (略)

別紙様式2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書

＜ (元号) 年 月 日

内閣総理大臣殿



〇〇市町村長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		その他分	金	円
		特別措置分	金	円
		合 計	金	円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

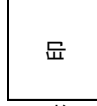
(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

別紙様式2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書

＜ (元号) 年 月 日

内閣総理大臣殿



〇〇市町村長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		その他分	金	円
		合 計	金	円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		円	円	円	円	円	円	円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補足給付を行う事業								
日用品・文房具費等								
副食材料費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間養護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								
災害特例型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
合計								

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		円	円	円	円	円	円	円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補足給付を行う事業								
日用品・文房具費等								
副食材料費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間養護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								
災害特例型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
合計								

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
IV. 特別措置分								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
障害支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分 計								
総 合 計								

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分 計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表 2

1. 利用者支援事業～13. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（略）

別表 2

1. 利用者支援事業～13. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（略）

別表 2

IV. 特別措置分

市町村名

事業名	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業		
延長保育事業		
放課後児童健全育成事業		
子育て短期支援事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
地域子育て支援拠点事業		
一時預かり事業		
病児保育事業		
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
合 計		

（記入上の注意）

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

(1) 放課後児童健全育成事業

市町村名

事業名	補助基準額 (1支援の単位・ 1日当たり)	事業を活用する支援の 単位数	3月2日から春休みの 前日までの平日におい て午前中から開所する 日数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額 (①×②×③)
	① 円	② 支援の単位	③ 日	④ 円	⑤ 円
1. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業					
2. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業					
3. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業					
4. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業					
5. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業					
6. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業					
7. 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業					
				対象経費の支出予定額 (④の合計) ⑥ 円	国庫補助基準額 (⑤の合計) ⑦ 円

(記入上の注意)

1. 事業1: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所する費用を助成。
2. 事業2: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所する場合の人材確保等に要する費用を助成。
3. 事業3: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営する費用を助成。
4. 事業4: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営する場合の人材確保等に要する費用を助成。
5. 事業5: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を受け入れ、必要な専門的知識等を有する者を配置する費用を助成。
6. 事業6: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児3人以上を受け入れ、必要な専門的知識等を有する者を配置する費用を助成。
7. 事業7: 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れ、必要な専門的知識等を有する者を配置する費用を助成。
8. ③欄は、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所する日数を記入すること。(支援の単位毎に開所日数が異なる場合、最も開所日数の長い支援の単位の開所日数を記入すること。)
9. ⑥欄は、④欄の合計値を記入すること。
10. ⑦欄は、⑤欄の合計値を記入すること。

(2)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

特例措置対象人数(延べ) ①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円

(記入上の注意)

1. ②欄は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合における、子どもの預かりの援助を行いたい会員への利用料相当額の助成額を記入すること。

(3)新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

市町村名

事業名	実施か所数等 ①	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市町村		
合 計			

(記入上の注意)

- ②欄は、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販売からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限り計上すること。
- ③欄は、国庫補助基準額に実施か所数等を乗じて算出した額を計上すること。

別紙様式3

＜ 番 年 日
(元号) ＞

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事

印

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
 - 市外 ●市町村分

別紙様式3

＜ 番 年 日
(元号) ＞

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事

印

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
 - 市外 ●市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特定分	一般分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)					

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特定分	一般分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)					

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表 (別表)

都道府県名

№	市町村名	国庫補助所要額	
		特別措置分	総合計
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
	合計 (市町村分)		

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

〇〇都道府県知事



1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	特 例 措 置 分	金	円
	合 計	金	円
交 付 決 定 額	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	特 例 措 置 分	金	円
	合 計	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行われなければならない。

6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

〇〇都道府県知事



1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	其 他 分	金	円
	合 計	金	円
交 付 決 定 額	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	其 他 分	金	円
	合 計	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行われなければならない。

6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	そ の 他 分	特 例 措 置 分
今回交付決定額	金 円	金 円	金 円	金 円
前回交付決定額	金 円	金 円	金 円	金 円
差引額	金 円	金 円	金 円	金 円

合計	
今回交付決定額	金 円
前回交付決定額	金 円
差 引 額	金 円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	そ の 他 分
今回交付決定額	金 円	金 円	金 円
前回交付決定額	金 円	金 円	金 円
差引額	金 円	金 円	金 円

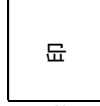
合計	
今回交付決定額	金 円
前回交付決定額	金 円
差 引 額	金 円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙様式5 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

＜ 番 年 日
(元号)

内閣総理大臣殿



〇〇市町村長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

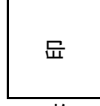
(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

別紙様式5 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

＜ 番 年 日
(元号)

内閣総理大臣殿



〇〇市町村長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 交付済額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑨)
I. 特定分											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分 計											
II. 一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
実費徴収に係る補足給付を行う事業											
日用品・文房具費等											
副食材料費											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育経費											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間看護等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ											
災害特例型											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分 計											
III. その他分											
放課後児童健全育成事業											

合 計

(記入上の注意)

1. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。

2. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

4. ⑧欄には、⑦欄の額に①×③を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更には、「I 特定分」「II 一般分」「III その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 交付済額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑨)
I. 特定分											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分 計											
II. 一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
実費徴収に係る補足給付を行う事業											
日用品・文房具費等											
副食材料費											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育経費											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間看護等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ											
災害特例型											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分 計											
III. その他分											
放課後児童健全育成事業											
IV. 特例措置分											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特例措置分 計											
合 計											

(記入上の注意)

1. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。

2. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

4. ⑧欄には、⑦欄の額に①×③を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更には、「I 特定分」「II 一般分」「III その他分」「IV 特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

別表 2

1. 利用者支援事業～13. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（略）

別表 2

1. 利用者支援事業～13. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（略）

別表 2

IV. 特例措置分

市町村名

事業名	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業		
延長保育事業		
放課後児童健全育成事業		
子育て短期支援事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
地域子育て支援拠点事業		
一時預かり事業		
病児保育事業		
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
合 計		

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

(1) 放課後児童健全育成事業

①新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別開所支援事業

市町村名

	<u>事業所名(クラブ名)</u>	<u>事業実施日数</u>	<u>対象経費の実支出額</u>	<u>国庫補助 基準額</u>
	①	② 日	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
	<u>合計(か所)</u>			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、3/2から春休みの前日までの平日における開所日数を記入すること。
3. ③欄は、3/2から春休みの前日までの平日における開所日の対象経費を記入すること。
4. ④欄は、②に補助基準額(10,200円)を乗じた額を記入すること。

②新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別開所人材確保支援事業

市町村名

	事業所名(クラブ名)	事業実施日数	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
	①	② 日	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計(か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、3/2から春休みの前日までの平日における開所日数を記入すること。
- ③欄は、3/2から春休みの前日までの平日における開所日の対象経費を記入すること。
- ④欄は、②に補助基準額(20,000円)を乗じた額を記入すること。

③新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別支援事業

市町村名

	事業所名(クラブ名)	事業実施日数	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計(か所)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、3/2から春休みの前日までにおける開所日数を記入すること。
3. ③欄は、3/2から春休みの前日までにおける開所日の対象経費を記入すること。
4. ④欄は、②に補助基準額(36,000円)を乗じた額を記入すること。

④新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別人材確保支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）		事業実施日数	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
①		② 日	③ 日	④ 日
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、3/2から春休みの前日までにおける開所日数を記入すること。
3. ③欄は、3/2から春休みの前日までにおける開所日の対象経費を記入すること。
4. ④欄は、②に補助基準額(26,000円)を乗じた額を記入すること。

⑤新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
障害児受入推進事業

市町村名

	事業所名(クラブ名)	事業実施日数	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計(か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、3/2から春休みの前日までににおける平日の事業実施日数を記入すること。
- ③欄は、3/2から春休みの前日までににおける事業実施日の対象経費を記入すること。
- ④欄は、②に補助基準額(6,000円)を乗じた額を記入すること。

⑥新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
障害児受入強化推進事業

市町村名

	事業所名(クラブ名)	事業実施日数	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
	①	② 日	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計(か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、3/2から春休みの前日までににおける平日の事業実施日数を記入すること。
- ③欄は、3/2から春休みの前日までににおける事業実施日の対象経費を記入すること。
- ④欄は、②に補助基準額(6,000円)を乗じた額を記入すること。

⑦新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
医療的ケア児受入強化推進事業

市町村名

	事業所名(クラブ名)	事業実施日数	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計(か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、3/2から春休みの前日までにおける平日の事業実施日数を記入すること。
- ③欄は、3/2から春休みの前日までにおける事業実施日の対象経費を記入すること。
- ④欄は、②に補助基準額(12,000円)を乗じた額を記入すること。

(2)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

特例措置対象人数(延べ) ①	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円

(記入上の注意)

- ②欄は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合における、子どもの預かりの援助を行いたい会員への利用料相当額の助成額を記入すること。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

市町村名

事業名	実施か所数等 ①	対象経費の支支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市町村		
合 計			

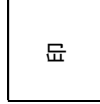
(記入上の注意)

- ②欄は、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限り計上すること。
- ③欄は、国庫補助基準額に実施か所数等を乗じて算出した額を計上すること。

別紙様式6

＜ 番 年 月 日
(元号) ＞

内閣総理大臣殿



〇〇都道府県知事

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

(元号) 年 月 日＜発番＞により交付された(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

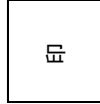
1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

別紙様式6

＜ 番 年 月 日
(元号) ＞

内閣総理大臣殿



〇〇都道府県知事

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

(元号) 年 月 日＜発番＞により交付された(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金(国庫) 所要額				交付金(国庫) 交付決定額				交付金(国庫) 受入済額				返納額	
		特 定 分	一 般 分	その他分	合 計	特 定 分	一 般 分	その他分	合 計	特 定 分	一 般 分	その他分	合 計		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合計 (市町村分)															

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金(国庫) 所要額					交付金(国庫) 交付決定額					交付金(国庫) 受入済額					返納額
		特 定 分	一 般 分	その他分	特別措置分	合 計	特 定 分	一 般 分	その他分	特別措置分	合 計	特 定 分	一 般 分	その他分	特別措置分	合 計	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計 (市町村分)																	

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式7

＜ 番 号 ＞

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

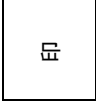
(元号)年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号)年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したもので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号)年 月 日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
其 他 分	金	円
特例措置分	金	円
合 計	金	円

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事



(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別紙様式8 (略)

別紙様式7

＜ 番 号 ＞

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

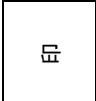
(元号)年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号)年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したもので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号)年 月 日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
其 他 分	金	円
合 計	金	円

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事



(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別紙様式8 (略)